

従業員の老後を、より豊かにできる制度

中小企業の従業員のiDeCoに上乗せ

中小企業の従業員要件が300人以下に拡大されました!



イデコプラス

従業員が加入するiDeCoに、事業主が掛金を上乗せで拠出できる制度です。

国民年金基金連合会 (iDeCo実施機関)



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意を得られない従業員については、強制できません。

事業主にもうれしいメリット

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入されるというメリットもあります。従業員の老後を豊かにできることに加え、税制面でもうれしい制度です。

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第1号厚生年金被保険者。以下同じ。)300人以下 ^{※1} の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を営んでいる場合、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格(職種、勤続年数)を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。また、資格 ^{※2} ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。

※1: 2020年10月に、従業員100人以下から300人以下に拡大されました。

※2: 「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続年数)のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。



2022年5月現在

国民年金基金連合会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2022年の制度改正で、より加入しやすく!

iDeCoとは?

イデコ=個人型確定拠出年金

自分で決めた額(掛金)を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金です。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴です。

3つの
税制優遇

掛金が
全額
所得控除!

運用益も
非課税で
再投資!

受け取る時も
大きな
控除!

金融機関を選んで
iDeCoに加入

※金融機関によってはオンラインで
加入申込ができます。

「元本確保型」の商品もありますが
投資信託等の商品の場合は
元本を下回る可能性もあります。

スタート

積立期間

年金資産
受け取り

60歳

① 掛金を決める

月々5,000円から始められ、1,000円単位で自由に設定できます。



② 運用する

自分のニーズに合わせて運用商品(投資信託や定期預金など)を選んで運用できます。



③ 受け取る

原則60歳から75歳までで受け取り時期を選べます。



年金が
増える!

New! 65歳未満*まで拠出でき、
所得控除を受ける期間がより長く!
※一定の条件があります。

New! 再投資可能期間が長くなり
複利効果がアップ!

New! 受け取り開始時期の
選択肢が拡大、75歳までに!

掛金が**全額所得控除!**

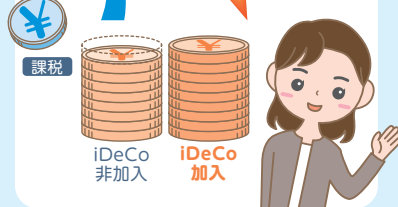
運用益も**非課税で再投資!**

受け取る時も**大きな控除!**

税が軽減
されます!



運用益は
全額資産



公的年金等
控除

退職所得
控除



税が
軽減
される!

ご注意事項

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。／運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。／iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。／加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。／手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。／運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

iDeCoやiDeCo+の
お問い合わせ先は
こちら

iDeCo公式サイト
www.ideco-koushiki.jp
イデコ公式 検索



国民年金基金連合会コールセンター

☎0570-003-105

※050で始まる電話でおかけになる場合は03-4333-0003(一般電話)